

安全確保のための取組指針

(軽井沢スキーバス事故等を受けての対策)

平成28年2月10日
日本バス協会安全輸送委員会

先般、死者15人を出す誠に悲惨な軽井沢スキーバス事故が発生した。また、これ以外にも、本年に入って重大事故に繋がりがねない事故が相次いで発生している。このため、2月5日に安全輸送委員会安全確保対策WGを開催、続いて、2月10日に第60回安全輸送委員会を開催して、事故防止対策を検討した。

安全確保対策WG委員では、事前に各委員及び高速道路を運行する貸切バス事業者12社(大規模6社、中小規模6社)に対し、①シートベルト着用、②運転訓練・年齢によるルート等の制限、③貸切バスの運行指示、④SAS・過労運転防止の4項目についてのアンケート(28社から回答)結果を踏まえ検討した。また、WG委員以外で貸切専門の3事業者の出席を求めて行った。

この内容を基に、安全輸送委員会において検討を行った結果を踏まえ、この指針を定めた。

なお、この指針は会議出席者及びアンケート対象者の取組み事例を参考にして定めたものであるが、大規模事業者・中堅事業者はもとより、小規模事業者においても、それぞれの事業の実態を踏まえ、この指針に沿った取組みをしていただきたい。

記

1. シートベルトの着用推進

事業者アンケートによると、全ての事業者で、車内アナウンスや音声合成、映像等により、シートベルト着用案内を行っている。また、着用促進ステッカーの貼付、シートポケットへのリーフレットの挿入、座席の枕カバーへの多言語による印刷(例参照)やビデオでの案内、出発前にシートベルトの金具を席上で締めておくような工夫も行われており、さらに一部の事業者では出発前に運転者やガイドが客席を回って確認を行っている。

しかし、実際の着用率は、高速道路においても2~3割程度に止まっていることが報告されている。また、運転者による客席のチェックについては、高速バスで停留所ごとに行うことや、貸切バスで補助席を使用するような場合には困難との意見もあった。

軽井沢の事故を受けて、被害の軽減のためには引き続きバス事業者として最大限シートベルト着用の努力をすべきとの観点から、前述の取組み事例等を参考にシートベルト着用の周知に努め、また、シートベルト着用率向上のため、できる限り運転者の目視による確認等により案内をするなど、実施可能と考えられる対策に全力で取り組む。また、警察によるシートベルト着用の案内が有効であったとの報告もあることから、警察、国土交通省、旅行業者、高速バスターミナル運営主体等の協力を仰ぎ、乗客、利用者の意識改革を進めることとする。

2. 運転者の技量の確保及び訓練

事業者アンケートによると、乗合バス事業者においては、研修施設等で1箇月程度の教育訓練を行った後、営業所に配属され、その後も指導運転者の下で1箇月から2箇月程度のマンツーマン指導を受けている。また、貸切事業者においては、トラック運転者からの移行など新任の運転者に対しては、2週間から1箇月程度の実技訓練を実施している。また、中小型から大型への移行に際しても実技訓練を行っている。いずれも、その後、指導班長、所属長等による運転操作の見極めを受けてから、合格した場合一人乗務を行っている。

運転に必要な技量及びこれに伴う訓練期間は、運転するバス車両、運行ルート、運行時間帯によって異なるが、必要に応じて高速道路や山岳道路、下り坂を含め、前述の実施事例を参考に自社の運行実態を踏まえた実走訓練を着実に実施すること。原則として新任運転者に対しては1箇月程度の実技訓練を実施し、テストに合格の後、一人乗務を行わせることとする。

また、事業者アンケートによると、運転者の年齢により、運行ルートや時間帯を考慮しているケースが多い。年齢による運転技量の衰えの程度は一律ではないが、各事業者は社内規定により、概ね60歳又は65歳以上の運転者については、原則として夜間や高速道路での運行、宿泊を伴う運行等を避けることとする。

3. 確実な運行指示及びより安全な運行ルートによる運行

事業者アンケートによると、全ての事業者で運行指示の内容を確認しており、中には、運行管理者と運転者が指示内容について読み合わせを行ったり、専用ソフトの使用やフォーマットを定める等している事業者もある。また、全ての事業者が定期的に所長等の上長のチェックを受ける等している。今後も、全ての事業者が読み合わせを行うなど、これらの取組みを確実に実施することとする。

また、運転者に対する運行指示に際しては、ルートが複数ある場合には旅行業者との協議の下、より安全なルートを設定するよう努めることとする。

4. 運転者に対する SAS 検査後の対応等

本年に入って、運転者の健康に起因すると思われる事故が相次いで発生している。事業者アンケートによると、全ての事業者において SAS スクリーニング検査を実施しており、治療が必要な者については、治療の実施までは乗務させないようにしている等の対応を行っている。また、日頃から、体調不良を申し出やすいような雰囲気を作ることや、予備の運転者の確保体制を整える等している。今後も、これらの体制を維持し、要治療と診断される等運行に支障がある者に対しては、例えば CPAP による治療が行われるなど、問題が解消されるまでは乗務を見合わせることを徹底することとする。

5. 運輸安全マネジメントの徹底

上記1. から4. を確実に継続して行くため、経営トップから現場まで一丸となり安全管理体制を構築・改善し、運輸安全マネジメントの PDCA サイクルを確実に実施するとともに、社内監査等を充実させることにより、一層の安全確保に努めることとする。